

法務省施第1022号
令和8年4月9日

山梨県甲府市上石田4-7-7
株式会社雨宮建築設計事務所
代表取締役 中田雅弘 殿

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細川隆夫
(公印省略)

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、法務省建築関係建設コンサルタント業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は、下記のとおりです。

記

- 業務名 長野刑務所庁舎等実施設計業務
- 履行期間 令和6年1月24日～令和8年3月27日
- 完了検査年月日 令和8年3月26日
- 業務評定点
別紙「建築設計等委託業務成績評定通知表」のとおり
- 送付先
所在地 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
担当課 法務省大臣官房施設課技術企画室
電話 03-3580-3409
- 書面の宛先 支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長
- 手続等の問合せ先 上記5 担当課に同じ

建築設計等委託業務成績評定通知表

令和8年4月9日

発注者名 法務省大臣官房施設課長 細川 隆夫

業務名称	長野刑務所庁舎等実施設計業務		
契約金額	当初: ¥140,140,000	最終:	¥141,928,300
履行期間	当初: 令和6年1月24日～令和7年3月31日	最終:	令和6年1月24日～令和8年3月27日
完了年月日	令和 8 年 3 月 23 日		
完了検査年月日	令和 8 年 3 月 26 日		
契約相手方名称・所在地	名称: 株式会社雨宮建築設計事務所 所在地: 山梨県甲府市上石田4-7-7		
管理技術者氏名	中 田 雅 弘		
担当主任技術者氏名	建築: 望 月 弘 構造: 亀 嶋 幸 輔 電気: 高 村 陽 機械: 時 田 和 夫		
業務評定点			
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による)		(75)	
注) 本業務については創意工夫項目を評価していないため、基礎点と同一となっている。			
② 基礎点(基礎項目のみの評価による)		(75)	
管理技術者評定点			
管理技術者評定点(管理技術者に対する評価)		(76)	

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを加算している。